

参議院議員通常選挙

7月21日 投開票

投票時間 午前7時～午後8時

投票日に投票へ行けない方は
期日前投票を!

当日、仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。
必ず投票を済ませましょう。

【期間】 7月5日(金)～7月20日(土)
※各支所は7月8日(月)～7月20日(土)

【場所及び時間】 役場 午前8時30分～午後8時
各支所 午前9時～午後5時



投票できる方

年齢要件

平成5年7月22日までに生まれた方

住所要件

平成25年7月3日現在で、松前町に住所を有し、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記載されている方(平成25年4月3日までに転入届出をされた方)

入場券の発送

7月4日頃までに入場券を送付しますので、名前や投票所を確認し、投票日当日または、期日前投票を行う時に忘れずにご持参ください。

紛失した場合

投票所の係員にその旨お伝えください。

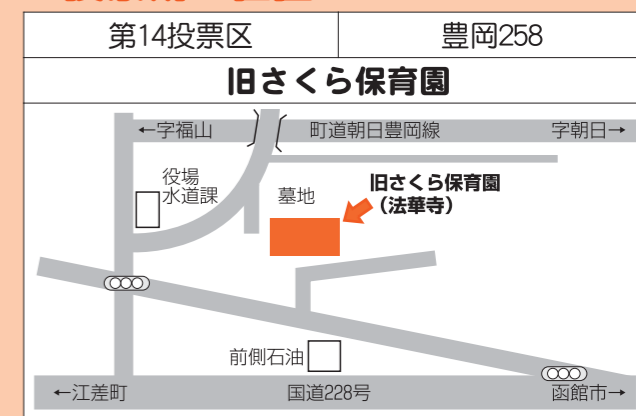
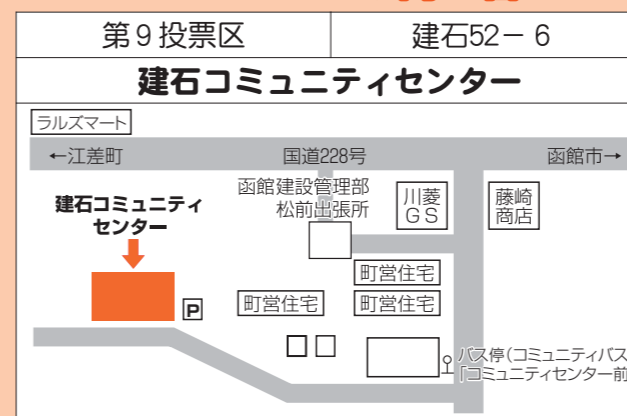
入場券が届かない場合

至急、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

投票所一覧

| 投票区 | 投票所名 |
|--------|--------------|
| 第1投票区 | 原口老人憩の家 |
| 第2投票区 | パートナーシップランド |
| 第3投票区 | 清部生活改善センター |
| 第4投票区 | 茂草町内会館 |
| 第5投票区 | 静浦町内会館 |
| 第6投票区 | 小島地区基幹集落センター |
| 第7投票区 | 札前生活改善センター |
| 第8投票区 | 館浜生活改善センター |
| 第9投票区 | 建石コミュニティセンター |
| 第10投票区 | 漁民センター |
| 第11投票区 | 大磯町内会館 |
| 第12投票区 | ふれあい交流センター |
| 第13投票区 | 松前町役場 |
| 第14投票区 | 旧さくら保育園 |
| 第15投票区 | 月島福祉の家 |
| 第16投票区 | 朝日寿の家 |
| 第17投票区 | 大沢老人憩の家 |
| 第18投票区 | 荒谷寿の家 |
| 第19投票区 | 白神寿の家 |

～お問い合わせの多い投票所の位置～



不在者投票とは？

仕事や旅行などで松前町以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村で投票できる制度です。また、体が不自由な方は郵便等による不在者投票ができます。

① 出稼ぎ・長期出張中の方

投票用紙など必要な書類を選挙管理委員会に請求してください。請求用紙は、選挙管理委員会と各支所に用意しておりますが、ご連絡をいただければ送付いたします。（電話請求可、郵送請求可、留守家族請求可、公示日前請求可）また、ホームページから請求書を取得することもできますので、ぜひご利用ください。

投票用紙と関係書類の送付を受けた後、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですばやくに投票してください。

なお、投票できる場所や時間は、投票をおおうとする選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

② 指定施設に入院または入所中の方

入院先や入所先の施設が、不在者投票をできる施設に指定されていれば、指定施設内で投票ができますので、職員へ早めに申し出てください。

町内の指定施設は『松前病院』、『松前南殿荘』及び『ホーム緑洋』です。

③ 郵便等による不在者投票の対象となる方

体が不自由な方のため、自宅など自分がいる場所で投票できる制度ですが、対象となる障がいの等級などが左表のとおり定められており、郵便等投票証明書が必要です。

新たにこの制度を希望される方は、あらかじめ、選挙管理委員会事務局にご相談ください。

すでに郵便等投票証明書の交付を受けている方は、17日（水）までに選挙管理委員会に請求してください。

④ 投票日に20歳を迎える方

投票日前の投票をおおうとする日に、まだ19歳である場合は、不在者投票をすることになります。

開票のお知らせ

開票は即日開票です

日時 7月21日(日)午後9時10分から
場所 松前町民体育館
参観人数 到着順に50名まで(受付は午後8時から)
速報 開票所と役場前に掲示
ホームページに掲載

郵便等による不在者投票の対象となる方

① 身体障害者手帳をお持ちの方

| 障がいの種類 | 身体障害者手帳 (記載等級) |
|-----------------------|-------------------|
| 両下肢・体幹・移動機能 | 2級以上 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸 | 1級または3級 |
| 免疫・肝臓 | 3級以上 |

② 戦傷病者手帳をお持ちの方

| 障がいの種類 | 戦傷病者手帳 (記載等級) |
|--------------------------|------------------|
| 両下肢・体幹 | 第2項症以上 |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓 | 第3項症以上 |

③ 要介護認定を受けている方

| 要介護状態区分 | 要介護5 |
|---------|------|
| | |

このような投票は無効になります

せっかく投票した貴重な一票も、次のような投票は無効になってしまいます。投票は正しくはっきり書きましょう。

《無効投票となる例》

- ◎ 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- ◎ 2つ以上の政党等の名称を書いたもの
- ◎ 候補者の氏名等のほか、他事を記載したもの
- ◎ 選挙区選挙に立候補していない人、比例代表選挙の名簿に登録されていない政党等の名称を書いたもの
- ◎ 記号、符号等を書いたもの
- ◎ 白紙投票、いたずら書きしたもの



ご不明な点がございましたら、
松前町選挙管理委員会事務局へお気軽にお問い合わせください。

〒049-1592 松前郡松前町字福山248番地 ☎ 42-2275

